

「道路運送車両法施行規則第 36 条第 5 項及び第 6 項の規定に基づく自動車の指定並びに  
同条第 6 項及び第 62 条の 5 の規定に基づく基準の指定について（依命通達）」の一部改正について

（傍線部分は改正部分）

平成 15 年 10 月 1 日国自技第 149 号、国自環第 131 号

最終改正：平成 29 年 7 月 3 日国自環第 63 号

改正	現行
<p>1. 道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 36 条第 5 項及び第 6 項の規定に基づき、次の自動車（(1) 1)に示す自動車（騒音防止装置を共通構造部の範囲に含むものに限る。）であって、道路運送車両法第 75 条の 2 第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた特定共通構造部であることを道路運送車両法第 75 条の 4 第 1 項の規定に基づく特別な表示により確認できるもの、(1) 1)から 4)に示す自動車であって、道路運送車両法第 75 条の 3 第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた騒音防止装置及び同条第 7 項の規定によりその型式について指定を受けたものとみなす騒音防止装置を道路運送車両法第 75 条の 4 第 1 項の規定に基づく特別な表示により確認できるもの並びに道路運送車両法第 75 条の 3 第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた騒音防止装置を道路運送車両法施行規則第 62 条の 4 の規定に基づく型式指定番号標により確認できるものを除く。）を指定する。</p> <p>(1) 道路運送車両法施行規則第 36 条第 5 項関係 次に掲げる自動車（道路運送車両法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けたもの及び道路運送車両法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査</p>	<p>1. 道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 36 条第 5 項及び第 6 項の規定に基づき、次の自動車（(1) 1)に示す自動車（騒音防止装置を共通構造部の範囲に含むものに限る。）であって、道路運送車両法第 75 条の 2 第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた特定共通構造部であることを道路運送車両法第 75 条の 4 第 1 項の規定に基づく特別な表示により確認できるもの、(1) 1)から 4)に示す自動車であって、道路運送車両法第 75 条の 3 第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた騒音防止装置及び同条第 7 項の規定によりその型式について指定を受けたものとみなす騒音防止装置を道路運送車両法第 75 条の 4 第 1 項の規定に基づく特別な表示により確認できるもの並びに道路運送車両法第 75 条の 3 第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた騒音防止装置を道路運送車両法施行規則第 62 条の 4 の規定に基づく型式指定番号標により確認できるものを除く。）を指定する。</p> <p>(1) 道路運送車両法施行規則第 36 条第 5 項関係</p>

証が返納されたものを除く。)

1)～4) (略)

5) 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。)第83条の適用を受ける自動車(側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。)

(2) (略)

2. 道路運送車両法施行規則第36条第6項及び第62条の5の規定に基づき、次の基準を指定する。

(1) 道路運送車両法施行規則第36条第6項関係

1) ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車

一 普通自動車及び小型自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。以下同じ。))を除く。以下同じ。)であって、車両総重量3.5t以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下のもの並びに軽自動車

① 型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車

イ 細目告示第41条第1項第3号に定める基準

ロ (略)

② (略)

二～四 (略)

2)～3) (略)

(2) (略)

1)～4) (略)

5) 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)第83条の適用を受ける自動車(側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。)

(2) (略)

2. 道路運送車両法施行規則第36条第6項及び第62条の5の規定に基づき、次の基準を指定する。

(1) 道路運送車両法施行規則第36条第6項関係

1) ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車

一 普通自動車及び小型自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。以下同じ。))を除く。以下同じ。)であって、車両総重量3.5t以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下のもの並びに軽自動車

① 型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車

イ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。)第41条第1項第3号に定める基準

ロ (略)

② (略)

二～四 (略)

2)～3) (略)

(2) (略)

平成 29 年 7 月  
自動車局 整備課  
環境政策課

### 道路運送車両法施行規則第 36 条第 5 項及び第 6 項及び関連通達の技術的修正について

今般、自動車技術総合機構等が一部の自動車の検査の際に申請者に対して求めている保安基準適合を証する書面について、その提出義務を法制上に明確化するため、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号。以下「施行規則」という。）の改正を行った。この中で、検査申請者に安全基準に係る書面提出を義務づけている施行規則第 36 条第 12 項中「（一時抹消登録を受けたもの及び法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納されたものを除く。）」の記載を削り、当該規定の対象を中古新規検査まで広げることとする改正を行ったところ、大臣官房総務課による法令審査において、新規検査において、騒音及び排出ガス基準への適合性を証する書面提出を義務づけている同条第 5 項及び第 6 項についても同様に「（一時抹消登録を受けたもの及び法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納されたものを除く。）」の記載を削り、第 12 項と書きぶりをそろえるよう指摘をうけた。このため、同課の指摘のとおり、当該規定を削るとともに、当該規定の委任に基づく「道路運送車両法施行規則第 36 条第 5 項及び第 6 項の規定に基づく自動車の指定並びに同条第 6 項及び第 62 条の 5 の規定に基づく基準の指定について（依命通達）」について技術的な改正を行った。

具体的には、施行規則第 36 条第 5 項（騒音）関係では、国土交通大臣が指定する自動車の規定に「（一時抹消登録を受けたもの及び法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納されたものを除く。）」の記載を追加し、同条第 6 項（排出ガス）関係では、特段の改正は行っていない。なお、同項では施行規則上、新規検査を受検する全ての自動車に対して書面提出義務を課すよう読めるが、同項の規定に基づき、同項の対象となる基準を定める上記通達第 2 項において、対象の基準が細目告示第 1 節及び第 2 節に限定されていることから、結果として、同告示第 3 節が適用される中古新規に対しては書面提示義務が適用されない。

以上については、あくまで条文の技術的な修正を意図したものであり、実運用に変更があるものではない。